

白 老 町
避難所運営マニュアル

—生活ルールブック—

平成28年3月

「生活ルールブック」 目次

| | |
|----------------|---|
| 1. 生活ルールを決める前に | 1 |
| 2. 生活ルールの参考例 | 2 |
| ◆共通ルール | 2 |
| ◆共同生活上のルール | 3 |
| ◆トイレ使用のルール | 4 |
| ◆火気使用のルール | 5 |
| ◆夜間の警備体制について | 5 |
| ◆食料配付のルール | 6 |
| ◆ペット飼育のルール | 6 |
| ◆マスコミへの対応ルール | 7 |
| ◆来訪者への対応ルール | 7 |
| ◆郵便物等の取り次ぎルール | 7 |
| ◆特設公衆電話の使用ルール | 7 |

1. 生活ルールを決める前に

◆なぜ、生活ルールが必要なのでしょう

- ▶避難所での生活は、いろいろな人との共同生活になります。ある人は、周りへの気遣いで体調を崩してしまうかもしれません。また、ある人は震災の恐怖から自分を見失い他人に迷惑をかけてしまうかもしれません。災害という非常事態の中では、いつもは起こらないはずの事態が起きてしまいます。そのため、避難者が少しでも快適に生活できるように、避難所では生活ルールが必要になります。

◆生活ルールを作成するときの注意

- ▶自分たちのルールにしましょう
本当に必要なことだけをルールとして決めましょう。生活ルールブックの項目をすべて決めなければならないというわけではありません。避難所を運営していくのは避難者自身です。自分たちの生活ルールとして、よりよいものを作りましょう。
- ▶避難所を被災者の生活再建を助ける場にしましょう
避難所は、「住むところ」ではなく「過ごすところ」であり、できる限り短い期間で解消されなければなりません。
避難所は、災害時における避難者の安全と安心の場であることを目的としています。同時に避難者自らが互いに励まし合い、助け合いながら生活再建に向かって行かなければなりません。避難所を被災者の生活再建を助ける場にしましょう。
- ▶学校との調整を行いましょう
避難所が学校の場合、避難所が閉鎖されなくても、学校の授業は再開されます。学校と相談し子どもたちの授業との調整を行いましょう。また、教職員は授業の再開のための業務があり、避難所運営に積極的な協力は望めないと思われます。

2. 生活ルールの参考例

◆共通ルール





- ▶避難所は、避難所運営委員会及び避難者が主体となって運営します。
- ▶避難所の開設は、水道・ガスなどのライフラインが復旧する頃までを目途とします。
- ▶避難者は、世帯（家族）単位で登録を行ってください。
 - 避難所を退所するときは、転居先を連絡してください。
 - 犬・猫など動物類は、決められた場所で飼育いただくようお願いします。
- ▶居住スペースは土足禁止とし、脱いだ靴は各自で保管します。
- ▶避難所によって使用できない部屋などがあります。「立入禁止」、「使用禁止」、「利用上の注意」等の張り紙の内容には必ず従ってください。
- ▶食料・物資等は、原則として全員に公平に提供できるようになってから配付します。
 - 不足する場合は、子供・妊産婦・高齢者・障がい者の方々に優先して配付します。
 - 食料・物資は、個人ではなく、居住組を決めて居住組ごとに配付します。
 - 在宅被災者については、原則として避難所に受け取りに来てください。
 - 粉ミルク・お粥・紙オムツなどの要望は、個別に対応しますので、担当者に申し出てください。
- ▶喫煙は、所定の場所以外では禁止します。
- ▶このルールは、必要に応じて避難所運営委員会で見直しを行います。

◆共同生活上のルール

| 区 分 | 内 容 |
|-----------|--|
| 生活時間 | <ul style="list-style-type: none"> ●起床時間： 時 分 ●消灯時間： 時 分 <li style="padding-left: 20px;">*廊下は点灯したままとし、居住スペースは照明を消します。 ●食事時間 朝食： 時 分 <li style="padding-left: 40px;">昼食： 時 分 <li style="padding-left: 40px;">夕食： 時 分 <li style="padding-left: 20px;">*食料の配付は、居住組単位で行います。 |
| 清 掃 | <ul style="list-style-type: none"> ●世帯単位の割当スペースについては、原則として世帯ごとに責任をもって清掃します。 ●世帯スペース間の通路など、居住組単位で共有する部分については、相互に協力して清掃します。 ●避難所全体で共有する部分については、衛生班の指示に従って、避難者全員で協力して実施します。 ●トイレについては、使用ルールを厳守し、環境美化に協力してください。 |
| 洗 濯 | <ul style="list-style-type: none"> ●洗濯は原則として、世帯単位で行ってください。 ●洗濯機や物干し場など、避難者全員で使用するものについては、各人の良識に基づいて使用し、長時間の使用を避け、他人の迷惑にならないようにしてください。 |
| ごみ処理 | <ul style="list-style-type: none"> ●世帯ごとに発生したごみは、原則としてそれぞれの世帯が共有のごみ捨て場に搬入します。 ●共同作業で発生したごみは、その作業を担当した人達が責任をもって捨てます。 ●ごみの分別を行ってください。 |
| プライバシーの保護 | <ul style="list-style-type: none"> ●居住スペース及び世帯スペースは、一般の「家」同様、みだりに立ち入ったり、のぞいたりしないようにします。 ●居室内で音声の発する機器を使用するときは、周囲の迷惑にならないよう、イヤホンを使用してください。 ●携帯電話は、居住スペースではマナーモードにし、特に夜間は、居室内で使用しないでください。 |

◆トイレ使用のルール

▶携帯型簡易トイレの使用方法は、次のとおりです。

| | | |
|---|---|---|
| 1 |  | <p>【準備】予め、黄色の便器セット袋を便器に広げて被せます。便器内の滞留水から排便収納袋が濡れるのを防ぎます。</p> <p>水色の排便収納袋を1枚取出し、上部をミシン目から切り取っておきます。切取部分は後で口元を縛るヒモとして使用します。</p> |
| 2 |  | <p>黄色の便器セット袋の上に、水色の排便収納袋を広げ、袋の口を便器の縁に被せて外側に折り返します。</p> |
| 3 |  | <p>用を足した後、し尿処理剤を小便、大便の上にまんべんなく振りかけます。</p> <p>※便の上にし尿処理剤がかかる様に使用済みトイレットペーパーは便の上に乗せず、端に寄せてください。</p> |
| 4 |  | <p>便器から排便収納袋を取り出し、中の空気を追い出した後、予め切取ったヒモで中身がこぼれない様、しっかりと縛ります。縛った排便収納袋は、取手付きの廃棄用収納袋に入れて保管してください。</p> |

▶トイレットペーパーは、施設にあるものを使用し、物資の支援が始まった後は町災害対策本部に要請します。

▶手洗い用の水が確保できない場合は、施設の消毒液やペットボトルの飲料水を活用します。

▶みなさんが使用するトイレですので、清潔な使用を心がけましょう。

▶トイレ掃除や水汲みは、避難者全員で当番制で行います。居住組ごとに割り振りますので、協力して行いましょう。手洗い用の水が確保できた場合は、当番にかかわらず、気づいた人達で協力して水汲みを行いましょう。

▶仮設トイレは、汲み取り業者の手配が必要ですので、排泄物が溜まってきたら、気づいた人が衛生班に報告してください。

◆火気使用のルール

- ▶避難所で火気を使用するスペースは、原則として〇〇室とします。
○居住スペースでの火気の使用は行わないでください。
○個人のカセットコンロを使用する際も〇〇室で使用してください。
- ▶夜間（ 時以降）は、避難所内で火気を使用しないでください。
使用する必要がある場合は、総務班に申し出てください。
- ▶居住スペースで使用するストーブは、居住組で責任をもって管理してください。
燃料を交換する際は、食料物資班に申し出てください。
- ▶ストーブの周りには、燃えるものを置かないでください。
- ▶避難所の居住スペースは禁煙です。
〇〇〇を喫煙スペースとしています。きちんと消火し吸い殻入れに捨ててください。ポイ捨ては絶対に行わないでください。
- ▶吸い殻入れの処理は、喫煙者が協力して実施してください。

◆夜間の警備体制について

- ▶夜間は、共有部分は消灯せず、〇〇時に居住スペースのみ消灯しますので、ご協力ください。
- ▶夜間は、不審者の侵入を防止するため、〇〇の入口以外、施錠しますのでご協力ください。緊急時には、他の入口も開放しますが、あわてず指示に従って行動してください。
- ▶夜間は、避難所受付に当直者を配置し、また、防火防犯のために避難所内の巡回を行いますので、緊急時や何かあった際には、一声かけてください。
- ▶当直は、交代制で行います。みなさんの協力をお願いします。

◆食料配付のルール

- ▶食料・物資・水などは公平に配付します。
- ▶数量が不足する物資などは、子供・妊産婦・高齢者・障がい者に優先して配付します。
- ▶物資の配付は、各居住組の方にお渡ししますので、各居住組で分配するようにしてください。
- ▶物資などは、原則毎日 時頃に、場所は、 で食料物資班が配付しますので、秩序を守って食料物資班の指示に従い受け取ってください。
- ▶各自、必要な物資などは、避難所運営委員会の食糧物資班に申し出てください。

◆ペット飼育のルール

- ▶避難所では、多くの人たちが共同生活を行っています。
ペットの飼い主のみなさんは、ペット飼育のルールを守ってください。
- ▶ペットは、指定された場所で、必ずゲージにいれるかリードにより繋ぎとめて飼育してください。
- ▶飼育場所や施設は、飼い主が常に清潔にし必要に応じて消毒を行ってください。
- ▶ペットの苦情及び危害防止に努めてください。
- ▶ペットの排便等は、飼い主の管理のもと、指定された場所で排便させ、後片付けを必ず行ってください。
- ▶給餌は時間を決めて、その都度きれいに片付けてください。
- ▶ノミ・ダニ等の発生防止等の衛生管理、健康管理に努めてください。
- ▶運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。
- ▶飼育困難な場合は、衛生班に相談してください。
- ▶他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、速やかに衛生班まで申し出てください。

◆マスコミへの対応ルール

- ▶ マスコミ対応窓口はひとつし、委員長、副委員長又は避難所担当職員など複数で対応する。
- ▶ 取材に応じる場合も、プライバシーに配慮し可能な限り居住スペースを避ける。
- ▶ 研究者が調査目的で来訪した場合も、同様の扱いとする。

◆来訪者への対応ルール

- ▶ 特定の避難者を訪ねてきた場合は、受付で確認し、本人又は家族に了解を得たうえで対面させます。

◆郵便物等の取り次ぎルール

- ▶ 避難者への郵便物や宅配物は、郵便局員又は宅配業者から直接本人へ手渡してもらうこととなりますが、防犯のため、受付で確認し本人を呼び出して渡します。
- ▶ 本人が不在の場合、受付で預かり、確実に本人に渡るようにします。

◆特設公衆電話の使用ルール

- ▶ 避難所が開設されると、予め配置している特設公衆電話の使用が可能となります。設置場所は施設の壁に表示しており、電話機は各施設に1台保管されています。(小中学校、公民館、生活館、総合保健福祉センター、経済センター、総合体育館に配置済)
- ▶ 電気が不通でも使用できますが、有線回線のため断線している場合は使用できません。
- ▶ 特設公衆電話は、発信専用電話です。受信はできません。
- ▶ 長電話は控え、1人1回の使用を3分以内とします。

作成：白老町総務課危機管理室

〒059-0995

白老郡白老町大町1丁目1番1号

電話：0144-85-3080

FAX：0144-82-4391

メ-ル：bousai@town.shiraoi.lg.jp